

平成23年度鹿児島大学法科大学院

B日程法学既修者認定試験 試験問題（民法）

平成22年12月11日（土曜日）
15時30分～17時20分（110分）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて3ページある。
3. 試験用紙は6枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号欄に受験番号、試験科目欄に試験科目（民法）を記入すること。
5. 試験用紙のNo. 欄に、ページ番号を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず6枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。

問1 (80点)

Xは、Yから100万円を借り受け、Xの友人であるZがXの右貸金債務について保証人となった。今、100万円の貸金債務の弁済期から10年が経過し、Xの貸金債務について時効が完成したとする。このとき、保証人Zは、Xの意向とは無関係に、Xの貸金債務について時効を援用することができるかどうか、検討しなさい。

問2 (80点)

Xは自己所有の甲不動産をYに売却した後、さらにZにも甲不動産を売却した。現在、甲不動産はYが占有しているが、甲不動産の所有権移転登記はZが経由している。また、Zは、Xとの売買契約当時、甲不動産が既にXからYに売却されていることを認識していた。

以上を前提に、下記の設問に答えなさい。

[設問1]

Yは、Zに対して、甲不動産の所有権取得を主張できるかどうか、検討しなさい。

[設問2]

仮に、YがZに対し甲不動産の所有権取得を主張できないとして、Yは、(1) Zに対し不法行為に基づく損害賠償を請求することが可能かどうか、(2) Zから甲不動産の明け渡しを請求されたとき、甲不動産に対する留置権を主張してこれを拒むことができるかどうか、検討しなさい。

問3 (40点)

Xは、Y1と2010年6月15日に300万円の消費貸借契約(Xを貸主、Y1を借主とする)を締結した。Y1は亡夫A(死亡日:2010年5月3日)の不動産を、子Y2・Y3と共同相続していたが、遺産分割は済ませていなかった。Aの遺産は本件不動産以外には存しない。

Y1は上記消費貸借契約直後(2010年7月末)、本件不動産につき、Y2、Y3と遺産分割の協議を行い、Y1の持分を0、Y2とY3の持分を各2分の1とする遺産分割協議を成立させ、その旨の相続登記をなした。Y1には本件不動産の相続分以外に見るべき資産はない。

上記遺産分割と相続登記に対して、Xがとりうる法的手段を問う。Y1が相続放棄をした場合はどうか。